

独立生計申立書

(私費外国人留学生を除く)

大学院医学系研究科 (博士課程・修士課程) ・ 医学科 ・ 看護学科

学籍番号

氏名

印

私は、次のいずれにも該当し父母等から独立した生計を営んでいます。

《独立生計の認定条件》

1. 所得税法上及び医療保険制度上、父母等の扶養親族でない者
2. 父母等と別居している者
3. 本人 (配偶者があるときは、配偶者を含む) に収入があり、その収入について 所得申告がなされ、所得証明の発行が可能な者

- 注
1. 父母等の扶養親族でないことの証明には、父母等の所得証明書、源泉徴収票 (写)、確定申告の控 (写) 等のいずれか (扶養親族についての記載があること)、及び本人 (配偶者) が筆頭健康保険被保険者証 (写) (国民健康保険の場合は本人 (配偶者) が世帯主であること) を添付すること。
 2. 別居していることの証明には、父母及び本人等の住民票を添付すること。
 3. 本人等の所得の証明は、本人等の所得証明書、源泉徴収票 (写)、確定申告の控 (写) 等のいずれか添付すること。